

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構健康情報等取扱規程

制 定：令和7年11月28日

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）が業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を、「健康確保措置の実施」又は「安全配慮義務の履行」のために適切かつ有効に取り扱うことを目的として定めるものとする。
- 2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前項の利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。但し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第18条第3項の各号に該当する場合を除く。

(健康情報等)

- 第2条 この規程における健康情報等とは、別表1の「健康情報等の種類」の内容をいう。

(健康情報等の取扱い)

- 第3条 この規程における「健康情報等の取扱い」を、次の各号のとおり定める。

- (1) 収集 健康情報等を入手すること。
- (2) 保管 入手した健康情報等を保管すること。
- (3) 使用 健康情報等を活用（閲覧を含む。）すること、また、第三者に提供すること。
- (4) 加工 健康情報等を第三者へ提供する場合に、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること。
- (5) 消去 収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

- 第4条 健康情報等を取り扱う者（以下「取扱者」という。）を別表2のとおり区分する。
- 2 健康情報等を取り扱う責任者（以下「責任者」という。）は、理事長とする。
 - 3 取扱者とその権限、取り扱う健康情報等の範囲を、別表1に定める。
 - 4 別表2に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、責任者の承認を得るとともに、職員本人の同意を得るものとする。
 - 5 取扱者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

- 第5条 機構は、健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的・取扱方法を労働者本人に通知又は公表する。なお、公表していない場合であって情報を取得した場合には、速やかにその利用目的等を職員本人に通知する。
- 2 健康情報等の分類に応じた職員本人の同意取得について、次の各号のとおり定める。
- (1) 法令に基づき収集する情報 職員本人の同意を得ずに収集することができる。

(2) 法令で定められていない項目について収集する情報 適切な方法により職員本人の同意を得ることにより収集することができる。なお、この規程に定められている情報については、職員本人がこの規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、職員本人からの同意の意思が示されたものとする。

3 個人情報保護法第20条第2項の各号に該当する場合は、職員本人の同意取得は必要としない。

(健康情報等の適正管理の方法)

第6条 取扱者は、第1条第1項の利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 機構は、健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、組織的、人的、物理的、技術的に適切な次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。
- (2) 原則として、取扱者以外は健康情報等を取り扱ってはならない。
- (3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）は、施錠できる場所への保管、記録機能を持つ媒体の持ち込み・持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等の防止の措置を講ずる。
- (4) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関しては、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- 3 健康情報等は、法令又は規程等に定める保存期間に従い保管する。また、利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努める。
- 4 情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに責任者へ報告する。また、被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある職員本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表など必要な措置を講じる。
- 5 機構は、健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(健康情報等の開示、訂正等（追加及び削除を含む。以下同じ。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。）)

第7条 職員から職員本人の健康情報等の開示請求を受けた場合には、職員本人に対し遅滞なく当該健康情報等の書面による交付又は請求を行った職員が同意した方法で開示する。また、職員本人が識別される情報がない場合にはその旨を知らせる。

- 2 前項の場合において、開示することにより、職員本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示請求を受けた情報の全部又は一部を開示しないことができる。また、その場合は遅滞なく職員本人に対し、理由を附してその旨を通知する。
- 3 職員から職員本人の健康情報等について、訂正等及び使用停止等（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められる場合には、訂正等を行う。また、訂正等を行った場合、又は行わなかった場合いずれの場合においても、その内容を職員本人へ通知する。
- 4 訂正等の請求があった場合であっても、利用目的から見て訂正等の必要がない場合、誤りである指摘が正しくない場合、訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合には、訂正等は行わな

い。また、その場合は遅滞なく職員本人に対し、理由を附してその旨を通知する。なお、評価に関する健康情報等に、評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第8条 あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。但し、個人情報保護法第27条第1項に該当する場合を除く。また、個人情報保護法第27条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。

2 健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第29条に則り記録を作成・保存する。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第9条 第三者から健康情報等の提供を受ける場合には、個人情報保護法第30条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。

(事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第10条 合併、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐ。

2 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第11条 健康情報等の取扱いに関する苦情の窓口は、以下のとおりとする。

担当部署：総務部総務課

電話：03-3813-4620

メール：soumu202@cato.or.jp

(職員への周知方法)

第12条 この規程は機構ホームページに掲載し、職員に周知する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、健康情報等の取り扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月28日から施行する。

別表1（第2条及び第4条第3項関係）

番号	健康情報等の種類	取扱者及びその権限			
		担当①	担当②	担当③	担当④
1	安衛法第66条の第1項の規定に基づき機構が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△
2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
3	安衛法第66条の4の規定に基づき機構が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき本会が講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
4	安衛法第66条の7の規定に基づき機構が実施した保健指導の内容	△	○	△	△
5	上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
6	安衛法第66条の8第1項の規定に基づき機構が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき職員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△
7	上記の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
8	安衛法第66条の8第4項の規定に基づき機構が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき機構が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
9	安衛法第66条の10第1項の規定に基づき機構が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の結果	△	○	△	△
10	安衛法第66条の10第3項の規定に基づき機構が実施した面接指導の結果	△	○	△	△
11	上記の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
12	安衛法第66条の10第5項の規定に基づき機構が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき機構が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
13	労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
14	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
15	通院状況等疾病管理のための情報（医師の診断書等）	△	○	△	△
16	健康相談の実施の有無及びその結果	△	○	△	△
17	職場復帰（復職）のための情報（医師の診断書等）及び面談の結果	△	○	△	△
18	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△

◎：機構が直接取り扱う。

○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

別表2（第4条第1項関係）

健康情報等を取り扱う者	役職等	表記
人事等に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	事務局長、総務部長	担当①
産業保健業務従事者	衛生推進者	担当②
管理監督者	職員本人の所属部長	担当③
総務課の事務担当者	職員	担当④